

室ト協第20号
令和5年5月18日

会 員 殿

(一社) 室蘭地区トラック協会
会 長 鈴 木 勝
(公 印 省 略)

「不正改造車を排除する運動」の実施について

標記について、全ト協、北ト協、国土交通省自動車局長、北海道運輸局長並びに室蘭運輸支局長より積極的な取り組みを実施するよう通知がありました。

つきましては、不正改造の排除の取り組みについてよろしくお願い致します。

なお、実施方法等は、実施要領に従い自主点検票により実施し、本運動の実効を上げられますようお願い申し上げます。

記

不正改造車排除運動

1. 運動期間 令和5年度 1年間
2. 強化月間 令和5年6月1日（木）～6月30日（金）
3. 運動実施責任者の選任等

各事業場においては事業者または責任者等、社内において管理者の中から運動責任者を選任し、（公社）北海道トラック協会実施要綱に従い実施すること。

4. 実施方法 北ト協ホームページ→各地区トラック協会→室蘭地区
→お知らせ一覧→不正改造車を排除する運動の実施について
を開いてください。※自主点検表もあります
5. 自主点検の実施

自主点検については、強化月間内（6月1日～30日）に日を定め、運動実施責任者又は整備管理者が、車両管理体制、所有車両等について、

※ 自主点検票は点検後、自社において保管願います。